

占領下公民館史研究序説 (13)

—— 都道府県広報課設置問題と J. M. ネルソンの役割 ——

*An Introduction of the Study on the History of Citizens' Public Hall
Under the Occupation (13)*

—— *The problem of the Establishment of the Information Sections in the Prefectures
and the Role of J. M. Nelson* ——

大田 高輝 *Takateru Ohta*
(音楽学部教養部会)

はじめに

憲法・1947年教育基本法制など戦後日本の教育改革が本格化する以前の1946(昭和二十一年)7月、戦後日本の新しい社会教育機関が構想された。それが公民館である。本研究「占領下公民館史研究序説」は、この新しい社会教育機関である「公民館」が、連合国軍による占領下で、どのような協議を経て、構想化され、普及化され、法制化されていったのかという事実を、歴史的視点から極めて実証的な研究方法で、その全体像の跡づけを行う研究である。

本研究「都道府県広報課設置問題と J.M. ネルソンの役割」の研究課題は、都道府県教育委員会設置以前に見られた都道府県の広報課 (Information Section)⁽¹⁾ の設置に関する問題に関連して、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ / SCAP) 民間情報教育局 (CI&E) 成人教育担当官 (Adult Education Officer) であった J. M. ネルソン (John Monninger Nelson) がいかなる関与をして問題を解消し、公民館を中心とした戦後社会教育体制へと発展的に創造していったかについて詳細に明らかにしていくことにある。

本論文の研究方法は、ネルソンの会議記録という第一級の第一次資料からの実証を基礎とし、必要に応じてネルソンの博士論文⁽²⁾ も援用し、さらに必要に応じて社会教育法案など日本側の資料による跡づけも行なうという方法を採用する。

なお、本論文の構成とその概略を以下に示しておくこととする。

まず、(1) では、都道府県が広報課 (Information Section) を設置していった様子を、三重県を事例として概観してみる。

次に、(2) では、実際にネルソンがこの「都道府県広報課設置問題」をいかに認識し、どのような対応を取っていったのかという事実をネルソンの会議記録をもとに跡づける。

最後に、(3) では、(2) でみてきたネルソンの「都道府県広報課設置問題」への対応を基礎に、制定時社会教育法に教育委員会と地方公共団体の長との関係がいかなる理念のもとに規定されていたのかに言及しておくこととする。

(1) 都道府県広報課設置問題の概要

①教育委員会設置以前の社会教育の所管

アジア・太平洋戦争中の社会教育は、首長直轄の部局によって統括されていた。いうまでもなく戦前、戦中の教育は、大日本帝国憲法の下で、国民の三大義務の一つであった。学校教育にとどまらず、社会教育に関しても同様に国民の義務であり、教化総動員体制の下では社会教育と呼ぶよりも社会教化と呼ばれるのが妥当なものに矮小化されていた。

敗戦を経ても直ちにその体制が切り替わったわけではなかった。敗戦直後の社会教育に関する行政の多くは、学校教育に関する行政と同様に、首長部局に置かれた教育関連部局が所管していた。戦後の新しい教育改革施策が普及していくまでは、図書館や博物館の管轄、青年団や婦人会などの関連事業が、社会教育に関わる行政の主たる所管事項であった。

そこに 1946 (昭和二十一年) 年 7 月という早い段階で「公民館構想」⁽³⁾ が示され、町村を中心に新しい社会教育機関である公民館の設置が進められていった。社会教育に (市) 町村公民館にかかわる行政の必要性が生まれたのである。それは、青年団や婦人会の民主化や図書館や博物館の革新と並行して胎動した新たな展開であった。

しかし、敗戦後の社会教育も両刃の剣であり、新生日本の民主主義的改革に寄与・発展させていけるか、それとも敗戦を経ても依然として変わらぬ地域支配機構に墮すのか、いずれの道もありえたのである。

②三重県にみる「弘報課」の設置

都道府県行政における社会教育行政の多くは、国家施策の地域浸透管理に貶められていた。ここでは、後に文部省とネルソンとの協働の中で「典型」⁽⁴⁾ と認識されていた三重県行政の動向を見ておくこととする。

敗戦直後の三重県行政においては、知事部局の内政部に置かれた教学課が社会教育行政を含む教育行政を所管していた⁽⁵⁾。その後機構改革によって 1946 (昭和二十一年) 年には内務部から教育民生部が独立し、教育民生部の教育課が教育行政を所管することになる⁽⁶⁾。さらなる機構改革によって 1948 年初めには教育民生部から教育部が独立し、学校管理課を筆頭として、学校教育課、社会教育課、体育課が置かれ、社会教育行政は一時期この教育部社会教育課が所管することとなる⁽⁷⁾。ここまでの三重県行政における社会教育行政の位置づけはとりわけて日本の他の地域と峻別されるような「典型」⁽⁸⁾ と呼ばれるべきものではなかった。

ここで改めて末尾添付資料【1】をご覧ください。1946 (昭和二十一年) 年度の末尾に「※昭和 23 年 11 月、教育部は教育委員会事務局となる」と付記されている⁽⁹⁾。この点も他の都道府県と同様の戦後教育改革による教育行政機構の革新であった。そのことと同時に、1949 年度から 1951 年度にかけて、知事部局の筆頭である秘書課の直下に「弘報課」という部局が特設されている⁽¹⁰⁾。この資料で見える限りにおいては、この「弘報課」は

1949年5月の時点では確実に設置されていることが確認できるが、初めて創設されたのはそれ以前の時期であると考えられる⁽¹¹⁾。創設の時期はまた改めて研究されなければならない課題であるが、その後に「企画本部」と衣替えする最終年度が1951年度とちょうど連合国軍最高司令官総司令部が間接占領を終える時期と軌を一にしている⁽¹²⁾ことが大変に興味深い。また、付言しておくならば、この「弘報課」が衣替えした「企画本部」はさらに1955年度の機構改革によって、従来の筆頭部局であった「秘書課」を含む「知事公室」に編入されて「企画課」と「県民室」とに分化している⁽¹³⁾ことにも注目しておきたい。

これらの三重県行政の機構改革の動向を見てくるとき、敗戦後の一時期に見られた「弘報課」は三重県行政の展開において重要な役割を担った部局であったことは確かである。

③教育委員会制度発足と社会教育の所管

既に前項でも見てきた通り、三重県行政においても、1948（昭和二十三）年11月に三重県教育委員会が創設されている⁽¹⁴⁾。旧来の三重県教育部は三重県教育委員会事務局となり、社会教育行政を含む教育行政全般は知事部局から相対的に独立した教育委員会へと移管された⁽¹⁵⁾。

この公選制の教育委員会の創設は、戦後教育改革の核心であった。連合国軍最高司令官総司令部の教育課内部でも、1946（昭和二十一年）年4月というネルソンの着任当初から「分権化」という筆頭検討事項として取り上げられており⁽¹⁶⁾、戦後教育改革における民主主義化と地方分権化という二つの柱を体現する最も重要な施策が、公選制教育委員会制度の創設であった。

この公選制の教育委員会の下に、学校教育行政と肩を並べて社会教育行政が位置づけられることが、戦後社会教育体制を革新していく中核であった。三重県においても、他の都道府県と同様に、1948（昭和二十三）年11月に教育委員会が創設され、その事務局に旧教育部の社会教育課所管事項も移管された⁽¹⁷⁾のは、民主主義化及び地方分権化を実現する画期的なできごとであった。

(2) 都道府県広報課設置問題と J.M. ネルソンの対応

①ネルソンの都道府県広報課設置問題に関する最初の認識

連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局教育課成人教育担当官ネルソンがこの都道府県広報課設置問題を最初に認識したのは、1948（昭和二十三）年8月4日の会議の折であった⁽¹⁸⁾。その会議は、社会教育局の事業に関して協議するためのもので、出席者はネルソンのほか、柴沼文部省社会教育局長、社会教育局各課課長、社会教育局の他の職員と、CI&EのPTAに関する訪問相談役ローズ・コロソ女史（Miss Rose Cologne）であった⁽¹⁹⁾。

上記の会議で、柴沼社会教育局長が、ネルソン及びコロソ女史に、「13の都道府県が都

道府県知事に対して直接に責任を持つ広報課 (Information Section) を設置してきている」と報告した⁽²⁰⁾。この件に関してネルソンは「成人教育担当官 (ネルソン—筆者) は、そうした広報課の存在について以前に知らされてこなかった」と報告している⁽²¹⁾。ネルソンは明らかにこの時点ではじめて都道府県広報課設置問題を認識したのである。

その会議では、さらに「三重県の弘報課はそうした課の典型であると言われた⁽²²⁾」と報告されており、続けて「弘報課は、公民館、図書館、新聞、情報資料、青年団体、婦人団体、視覚教育、そして『宣伝 (propaganda)』を取り扱う係 (sub-section) を有している⁽²³⁾」とも報告されている。都道府県知事直轄で新たに設置されつつある広報課 (Information Section) が公民館をはじめとする社会教育の主要な事業を管轄するようになっていくというのである。なお、この報告から、三重県の「弘報課」設置は 1948 年 8 月以前だったことも明らかとなる。

②ネルソンの都道府県広報課設置問題に関する基本姿勢

ネルソンは、この都道府県広報課設置問題を認識すると即座に、「たぶん都道府県広報課は、MG チームの中に新しく任命された情報担当官によって加えられた圧力の結果として設置されつつあるのであろう⁽²⁴⁾」と看破している。連合国軍最高司令官総司令部の内部でも政策展開の矛盾が惹起されているという認識であり、とりわけ軍政部 (MG Team) 内部で教育担当官と情報担当官との間に矛盾を生じていることを看破しているのであった。

この都道府県広報課設置問題に関して、ネルソンは「たぶん都道府県行政は、都道府県行政がさまざまな社会教育事業への統制を依然として維持するために、教育委員会法の規定を出し抜く (circumvent) ように広報課を設置しつつあるのであろう⁽²⁵⁾」と問題の基本構造を把握している。ネルソンはまた、「教育委員会法は、社会教育に対する責任を等しく各教育委員会の下に置いている⁽²⁶⁾」という基本認識をも示している。都道府県レベルにおいても、公民館をはじめとした社会教育事業は、広報課を特設してそこに移管すべきではなく、教育委員会法を整備して民主主義化、地方分権化の体現された公選制の教育委員会に各々移管されるべきであるという基本認識をネルソンは有している。

さらにネルソンは、「とにかく、三重県の現在の弘報課は、効果的な『思想統制 (thought control)』をすることができるメディアと機関を編入してきているように思われる⁽²⁷⁾」と、都道府県が、広報課の設置と、公民館を含む社会教育事業の同課への移管によって戦前・戦中のような「思想統制」を行なうという大きな危険性を非常に危惧しているのである。

③ネルソンの都道府県広報課設置問題に対する対応

そこでネルソンは、文部省社会教育局のメンバーに対して、「成人教育担当官 (ネルソン—筆者) は、三重県に存在している状態が、情報メディア上の都道府県行政の権限を制限し、社会教育に関する教育委員会の責任を定義する社会教育法の必要性を示しているよ

うに思われる」と示唆した (suggested) ののである⁽²⁸⁾。このネルソンの示唆は、柴沼社会教育局長が「教育委員会はどのような責任を広報課に対して有しているのか尋ねた⁽²⁹⁾」ことに対する一つの答えでもあったが、それは同時に都道府県教育委員会と都道府県当局との権限上の関連を新しく制定される社会教育法に明記しなければならないという提起でもあった。この三重県を「典型」とした都道府県広報課設置問題が、すでに準備されていた教育委員会法の社会教育部門の管轄を明確化する必要性と同時に、それを補強する形で社会教育法を制定する必要性を、ネルソンらと文部省社会教育局長たちにあらためて強く認識させたのである。また、これらの協議を受けて、「柴沼氏は同意して、仮の社会教育法案が(1948年—筆者)8月20日頃に(CI&E—筆者)教育課のコメントを求めて提出されるであろうと言った⁽³⁰⁾」とも報告されていることも付言しておきたい。

以上のようにネルソンは、都道府県広報課設置問題に対する基本姿勢をいち早く明言し、その対応策を教育委員会法及び社会教育法の整備に求めていることを明らかにしてきたので、その後のネルソンの対応を補完的に見ておこう。

1948(昭和二十三)年10月18日から19日に文部省で行われた都道府県社会教育主管課長会議で、ネルソンは「都道府県行政のすべての部局からの情報資料を流布する(disseminate)のために、広報課(Information Section)が都道府県知事の下に直接に設置されるべきであるという意見」を出席した何人かの都道府県社会教育主管課長から受け取った⁽³¹⁾。その意見に対して「成人教育担当官(ネルソン—筆者)と文部省職員は、もしそうした広報課が設置されるとしたら、それらは新聞やラジオへの情報の提供以上のことをすべきでないということに一般的に合意した⁽³²⁾」と報告されている。そして、文部省職員が、「これらの課が宣伝部隊(propaganda units)になるという恐れ⁽³³⁾」を表明し、それについて「成人教育担当官(ネルソン—筆者)は、いかなる社会教育課の現在の任務もこれらの情報ユニット(広報課—筆者)へ移されるべきではないと示唆した(suggested)⁽³⁴⁾」のである。その理由をネルソンは付言して「なぜならあらゆる社会教育活動はおそらく、選挙された教育委員会の責任であるべきだからである⁽³⁵⁾」と明確に説明している。それでもなお、何人かの都道府県社会教育主管課長たちは、「MG情報担当官は視覚教育が広報課の下に移管されるべきであると力説して(urging)いること⁽³⁶⁾」を指摘したのである。

これらの動きを受けて、ネルソンは「広報課の設置及び任務」に関して、政治問題担当官サリバン氏(Mr. Sullivan)及び視聴覚担当官ジャドソン氏(Mr. Judson)と協議している⁽³⁷⁾。その協議で、サリバン氏は、「情報ユニット(広報課—筆者)が、もし設置されれば、都道府県行政のためのこゝ報宣伝機関(PIO'S)としてのみ行動すべきであるという合意⁽³⁸⁾」を表明している。その件に関連してネルソンは「それら(広報課—筆者)は三重県行政での報告のように、青年団体、婦人団体、文化団体、公民館、図書館を含むべきではない。社会教育に関する視聴覚資材の準備と配布は、都道府県社会教育課の適当な任務である」と、CI&E教育課のオア課長に明確に報告しているのである⁽³⁹⁾。こうしたネ

ルソンの基本姿勢が、制定時社会教育法に盛り込まれていったのである。

それらが、ネルソンがこの都道府県広報課設置問題に関して取った対応であったが、同時にネルソンはこれらの法律が制定される以前の対応として、こうした理念を「MG 担当官への配布」として準備するよう対応を取っている⁽⁴⁰⁾ ことも重要な措置として言及しておかなければならない。

(3) 制定時社会教育法における「こゝろ報宣伝」と J.M. ネルソン

① 社会教育法案にみる教育委員会と地方公共団体の長との関係

教育委員会の発足によって教育委員会と地方公共団体の長との関係が問題となるが、これまで見てきた都道府県広報課設置問題によって、さらにその関係の明確化がもたえられるようになる。

ここではまず変遷する社会教育法案の中で、この教育委員会と地方公共団体の長との関係がどう推移していったのかについて跡づけしてみよう。

まず、先行研究による「第一案社会教育法(昭和二十二年四月一日)⁽⁴¹⁾」においても「第二案社会教育法草案(昭和二十二年六月十日)⁽⁴²⁾」においても、教育委員会と地方公共団体の長との関係は記されていない。これは、この時期の社会教育法案が教育委員会制度の創設を前提として起草されていないためである。

次に、ネルソンが「文部省によって起草された当初の法案⁽⁴³⁾」と呼称している草案にあたる 1948(昭和二十三)年 12 月 15 日更正の「社会教育法草案第五案⁽⁴⁴⁾」に注目してみたい。その理由は、この草案の更正されたのが、これまでに見てきた都道府県広報課設置問題を既に経てきた時期の草案だからである。

この「第五案」において、その第七条で「(教育委員会と地方公共団体の長との関係)」という表題が付されて「地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で、視覚聴覚教育の手段を利用し、その他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し又は実施に関する協力を求めることができる。／(2-筆者)教育委員会が、前項の依頼に応じ又は協力をなす場合における必要な経費は地方公共団体が負担する⁽⁴⁵⁾」と案出されている。この条項案が特設されるのは、教育委員会法が制定されて社会教育に関する所管が明確に教育委員会とされ、さらにこの条項案に先立つ第五条案で「市町村の教育委員会の事務⁽⁴⁶⁾」が、第六条案で「都道府県の教育委員会の事務⁽⁴⁷⁾」が明記されて、市町村においても都道府県においても社会教育の所管が地方公共団体の首長から相対的に独立した教育委員会に全面的に移管されるよう構造化されようとしているためである。しかし、前節で見てきたように首長部局が視聴覚教育をはじめとした社会教育の施設と手段によって「こゝろ報宣伝」のみに利用する場合に限り、ネルソンと政治問題担当官サリバン氏(Mr. Sullivan)及び視聴覚担当官ジャドソン氏(Mr. Judson)との合意に見られるように⁽⁴⁸⁾、限定的に地方公共団体の長が教育委員会に「依頼」

又は「協力」を求められるように妥協あるいは折衷の産物としてこの第七条案が案出されたのである。あくまで社会教育の権限は地方で選挙された教育委員会にあるというのが大原則であり、地方公共団体の首長に付与される権限は教育委員会への「依頼」又は「協力」の要望に制限され、限定されるという権限構造なのである。なお、この「第五案」の第八条案は第七条案と表裏一体のものであり、「(同前) - (教育委員会と地方公共団体の長との関係一筆者)」という表題の下「教育委員会は、社会教育に関する事務を行うため、必要あるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる⁽⁴⁹⁾」と案出されていることも付言しておきたい。

②制定時社会教育法にみる教育委員会と地方公共団体の長との関係

前項の把握を前提として、1949(昭和二十四)年6月10日に法律第二百七号として公布・施行された制定時社会教育法による規定を見てみよう。

末尾資料【2】に掲げたもののうち第七条と第八条が、制定時社会教育法に規定された教育委員会と地方公共団体の長との関係に関するものである。基本的には、都道府県広報課設置問題が惹起された直後に案出された「第五案⁽⁵⁰⁾」の案文と軌を一にしている。すなわち、都道府県広報課問題が前節で見たとおりに決着を見たため、その第五案の1948年12月15日の段階で大筋が決定していたのである。その基本的な理念は前項で見えてきた通りである。

なお、付言するならば、第七条の第二節の規定が、「実施」又は「実施の協力」の際の地方公共団体の経費負担規定ではなくなり、首長のみならず「他の行政庁」にも同様の規定が準用されることになったことが、変更点として把握されるのみである。

それではここで、制定時社会教育法に関する寺中作雄『社会教育法解説⁽⁵¹⁾』による二条項の解説を参考として見ておこう。

末尾資料【3】に掲げたものが、制定時社会教育法当時の文部省社会教育課長であった寺中作雄の見解である。そのうち最も重要なものは、その冒頭の「地方教育に関する行政組織として教育委員会が発足し、地方公共団体の行政事務の中教育に関する事務が教育委員会に移されることになった⁽⁵²⁾」という大原則に関する記述である。前節で見えてきたように、都道府県広報課の設置によって、三重県などでは一時公民館を含む社会教育の所管が知事直轄の「弘報課」に移管され、社会教育が「思想統制」の手段と随ず状態に置かれた歴史的教訓を踏まえれば、この社会教育が公選制の教育委員会に全面的に移管された教育的価値はいくら強調しても強調し過ぎることのないほど重要なものである。そのことは視聴覚教育に限定してもなお、寺中が「教育委員会としては視聴覚教育の総合的指導についてあくまでその責任と實力を持つべきであると思う⁽⁵³⁾」と解説する通りである。

なお、ネルソンは、この規定の前提として、国及び地方公共団体が国民や住民を「思想統制」する危険性を憂慮し、その防御措置も制定時社会教育法に盛り込もうとしたが、日

本国憲法にそうした防御措置が盛り込まれるために「屋上屋」を重ねることを断念した。そのことをネルソンは後発の博士論文で、「筆者（ネルソン—筆者）が提案したのは、国及び地方公共団体が、成人教育活動への参加を強要したり、特定の影響を及ぼしたり、市民および集団に特定の情報資料を買い求めて使用するよう働きかけたりすることを禁止することを、（社会教育法—筆者）草案の中に盛り込むことであった。しかしながら、新憲法が統制に導きやすい危険性を持っているような行為に対して適切な防御措置を規定することが決定されたため、この提案は削除された⁽⁵⁴⁾」と証言している。したがってこれらの条項を援用する場合、その立法意思として、教育基本法及び教育委員会法の理念のみならず、日本国憲法の理念とりわけ第十九条思想・信条の自由などが必ず前提として読み込まれなくてはならないのである。

③ 制定時社会教育法にみる公民館の独立性

これまでの研究で見えてきたとおり、公民館は市町村の住民に直接責任を有する社会教育機関として構想された⁽⁵⁵⁾。ネルソンが発議し、寺中作雄ら文部省社会教育局との協議によって公民館は「町村議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出する⁽⁵⁶⁾」公民館委員によって運営されると構想されたからである⁽⁵⁷⁾。

しかし、これまで見てきたように、とりわけ三重県では、「弘報課」が設置され、公民館も管轄することによって、住民の「思想統制」の手段に公民館が墮する危険性もあった。

こうした経緯を経て、制定時社会教育法ではまず「市町村の教育委員会の事務」としてその第五条で「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、左の事務を行う」とし、その第三に「三 公民館の設置及び管理に関すること⁽⁵⁸⁾」を明記し、戦後日本の社会教育改革の大きな柱であった「市町村主義」を体現する中心的な社会教育機関を公民館とした。同じ制定時社会教育法の第六条に明確に示されている通り、「都道府県の教育委員会の事務」は「法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関すること⁽⁵⁹⁾」に制限された。

最後に、ネルソンの後の証言を見てみれば、「公民館は、教育委員会が管轄する、法によって規定された地方公共団体の機関であり、その目的は国民の全般的な文化・教育水準の向上と民主主義の手続きを实践する機会を用意することにある⁽⁶⁰⁾」と明言し、引き続いて制定時社会教育法の第二十条を引用してその目的を説明している⁽⁶¹⁾。また、ネルソンは「社会教育法は、公民館は市町村または〔民法第三四条の規定により設立する〕法人によって設置されると規定している⁽⁶²⁾」とも明言し、制定時社会教育法第二十一条に結実させた市町村主義を重視している。さらにネルソンは「公民館の設置は、成人教育の地方分権化の重要な手段（ステップ）となった。社会教育法〔法律第二〇七号、一九四九年〕が制定される前には、多くの公民館は、地方で選出された“公民館委員会”によって運営されていた。〔社会教育法は、公民館を市町村教育委員会の管轄下に置いた。〕⁽⁶³⁾」と歴史的経緯

も踏まえながら証言しており、制定時社会教育法における公民館の独立性は「公民館構想」から続くネルソンと文部省社会教育局との協議が構想し、普及し、法制化してきた、まさに「白眉」と称されるに相応しい理念なのである。

おわりに

最後に、本論文で残した課題に言及しておく。

第一に、本論文では、ネルソンが「典型」として挙げた三重県における「弘報課」設置問題に関して、ネルソンの認識と対応については焦点化できたが、実際の三重県行政の歴史の中で有した意味に関してまでは言及せず、今後の課題として残した。今後、教育委員会と都道府県行政との関連の問題に関する事例として、三重県行政における「弘報課」の持つ意味に関する歴史研究が必要となる。

第二に、本論文では、ネルソンの認識として、都道府県広報課設置問題が連合国軍最高司令官総司令部内部の地方軍政部情報課（Information Section）の新設に関連して惹起された問題であったことは明らかにできたが、「典型」として言及された三重県軍政部がいかなる影響を与えたかに関してまでは言及せず、今後の課題として残した。占領下日本社会教育史研究の重要な一環として、三重県軍政部のこの問題で果たした役割に関する歴史研究が必要となる。

第三に、本論文では、都道府県広報課設置問題を通して戦後社会教育体制における教育委員会と地方公共団体の長との関係に関する理念的把握を試みたが、戦後社会教育体制において、いま一つ、教育行政における教育長の役割を明確に理念的把握する必要がある。教育委員会制度の創設にあたって、社会教育に関する教育長の役割を明確化する上でネルソンがいかなる影響を与えたのかが、今後明らかにしなければならない重要な研究課題である。

課題はそのほかにも山積している。他日を期したい。

【註】

- (1) "Information Section" の訳を一旦「広報課」とした。添付資料【1】に見るように三重県では、「弘報課」と呼称しており、また、いわゆる社会教育法案第五案（横山宏・小林文人編著『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、1981年2月、79頁）第七条では関係名称を「広報宣伝」と呼称しており、さらに、制定時社会教育法（『近代日本教育制度史料』第二十七巻、講談社、1958年3月、65～66頁）第七条では関係名称を「こう報宣伝」と呼称している。設置された課は、都道府県毎に固有の名称を持っていたが、ここではそれらを総称して「広報課」とした。
- (2) J.M.Nelson, 'The Adult Education Program in Occupied Japan, 1946-1950.' J.M. ネルソン著、新海英行監訳『占領期日本の社会教育改革』大空社、1990年2月。
- (3) ネルソンと文部省社会教育局は1946年5月2日から公民館に関する「文部省構想」の検討・協議を開始し、約2ヶ月に亘る精力的な協議の結果、同年7月1日付の成案を完成させた。この7月1日

付の成案を、寺中作雄の発議にかかり、文部省社会教育局の検討、GHQ / SCAP・CI&E 教育課（主たる担当が成人教育担当官ネルソン）の検討を経て、「構想」として全国に普及されていったものとして、「公民館構想」と呼称している。なお、大田高輝「占領下公民館史研究序説（1）－公民館構想の完成過程と J.M.ネルソンの役割（前編）－」（『名古屋芸術大学紀要』第 26 巻、2005 年 3 月）及び同「占領下公民館史研究序説（2）－公民館構想の完成過程と J.M.ネルソンの役割（後編）－」（名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報』第 19 号、2005 年 3 月）など参照。

- (4) ネルソンは、1948 年 8 月 4 日の会議報告で「三重県の弘報課はそうした課の典型であると言われた」と報告している。J.M.Nelson, Report of Conference, 4 August 1948, *CI&E Records*, Box No. 5355, Sheet No.CIE (B) - 02518.
- (5) 『三重県史 資料編 現代 1 政治・行政』1992（平成四）年 3 月、三重県、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 20 年度欄、参照。
- (6) 同上（5）書、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 21 年度欄、参照。
- (7) 同上（5）書、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 23 年度欄、参照。
- (8) 註（4）、参照。J.M.Nelson, Report of Conference, 4 August 1948, *CI&E Records*, Box No. 5355, Sheet No. CIE (B) - 02518.
- (9) 前掲（5）書、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 21 年度欄欄外注記、参照。
- (10) 前掲（5）書、31～32 頁、参照。添付資料【1】、昭和 24 年度欄～昭和 26 年度欄、参照。
- (11) 1948 年 8 月 4 日の段階で既に設置された三重県の「弘報課」が問題にされている。J.M.Nelson, Report of Conference, 4 August 1948, *CI&E Records*, Box No. 5355, Sheet No. CIE (B) - 02518.
- (12) 前掲（5）書、32 頁、参照。昭和 26 年度欄、昭和 27 年度欄、参照。なお、周知の通り、沖縄の直接軍政はそれ以後も継続するが、他の日本の間接占領は 1951 年で終了している。
- (13) 同上（5）書、32～33 頁、参照。添付資料【1】、昭和 27 年度欄～昭和 32 年度欄、参照。
- (14) 同上（5）書、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 21 年度欄欄外注記、参照。
- (15) 同上（5）書、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 21 年度欄欄外注記、並びに昭和 24 年度以降の欄も参照。
- (16) J.M.Nelson, Weekly Report, 10 May 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06429.
- (17) 前掲（5）書、31 頁、参照。添付資料【1】、昭和 21 年度欄欄外注記、参照。
- (18) J.M.Nelson, Report of Conference, 4 August 1948, *CI&E Records*, Box No. 5355, Sheet No. CIE (B) - 02518.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*

- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*
- (31) J.M.Nelson, Memo to : M. T. Orr, Chief, Education Division No Date (13 ~ 21 October 1948), *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06400.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*
- (41) 横山宏・小林文人編著『社会教育法成立過程資料集成』1981年2月、昭和出版、65～70頁、参照。
- (42) 横山他、同上(41)書、70～77頁、参照。
- (43) J.M.Nelson, *op. cit.*, pp.202 - 205. ネルソン著、新海監訳、前掲(2)書、157～159頁、参照。
- (44) 横山他、前掲(41)書、77～91頁、参照。
- (45) 横山他、同上(41)書、79頁、参照。
- (46) 横山他、同上(41)書、78～79頁、参照。
- (47) 横山他、同上(41)書、79頁、参照。
- (48) J.M.Nelson, Memo to : M. T. Orr, Chief, Education Division No Date (13 ~ 21 October 1948), *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) - 06400.
- (49) 横山他、前掲(41)書、79～80頁、参照。
- (50) 横山他、同上(41)書、77～94頁、参照。
- (51) 文部省社会教育課長寺中作雄著『社会教育法解説』1949(昭和二十四)年7月、社会教育図書株式会社。同書の内容は、寺中作雄著『社会教育法解説／公民館の建設』1995年7月、国土社、に掲載されている。なお、同書は、社会教育法の立法意思ないしは立法意思の最重要参考資料と言われている。
- (52) 寺中、同上(51)書、60頁、参照。添付資料【3】、参照。
- (53) 寺中、同上(51)書、62頁、参照。添付資料【3】、参照。
- (54) J.M.Nelson, *op. cit.*, p.205. ネルソン著、新海監訳、前掲(2)書、159頁、参照。
- (55) 註(3)参照。
- (56) 『近代日本教育制度史料 第二十七巻』1958(昭和三十三年)3月、講談社、204頁参照。
- (57) 註(3)参照。
- (58) 前掲(56)書、64頁、参照。添付資料【2】、参照。
- (59) 同上(56)書、65頁、参照。添付資料【2】、参照。
- (60) J.M.Nelson, *op. cit.*, p.220. ネルソン著、新海監訳、前掲(2)書、170頁、参照。
- (61) J.M.Nelson, *Ibid.*, p.220. ネルソン著、新海監訳、同上(2)書、170頁、参照。
- (62) J.M.Nelson, *Ibid.*, p.221. ネルソン著、新海監訳、同上(2)書、170頁、参照。
- (63) J.M.Nelson, *Ibid.*, p.222. ネルソン著、新海監訳、同上(2)書、171頁、参照。

第三十三編 社会教育
法律第二百七号 (二四・六・一〇)
社会教育法

第一章 総 則 (抄)

(市町村の教育委員会の職務)

第五十一条 (特別区を含む。以下同じ) 市町村の教育委員会に、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、その専ら
の権限内において、左の事務を行う。
一 社会教育に必要な施設を行うこと。
二 社会教育委員の選任に関すること。
三 公民館の設置及び管理に関すること。
四 所管に属する図書館、博物館その他の社会教育に関
する施設の設置及び管理に関すること。
五 所管に属する学校を行う社会教育のための遊戯の

務

(保健委員の諮問委員会の職務)

第六十条 都道府県の教育委員会、社会教育に関し、当
該地方の必要に応じ、その専ら
の権限内において、前条各
項の事務(第三項の事務を除く)を行う外、左の事務
を行う。

- 一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に關
すること。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び
運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物
資の提供及びそのあつぎに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(教育委員と地方公共団体の長との関係)

第七十条 地方公共団体の長は、その所管事項に関する必
要な場合、専ら
て視察聴取教育官の手段を利用してその他
教育の施設及び手段によることを要しないものにと

六五

六四

- 六 講話の開催及び討論会、講習会、講習会、展示会
その他の集会の開催並びにこれらの発助に関するこ
と。
- 七 職業教育及び職業に関する科学技術指導のための
集会の開催及びその発助に関すること。
- 八 学生の科学化の指導のための集会の開催及びその
発助に関すること。
- 九 運動会、遊技会その他体育指導のための集会の開
催及びその発助に関すること。
- 十 青年労働訓練、講義その他実務の普及会等の開催
及びその発助に関すること。
- 十一 一般公衆に対する社会教育資料の刊行発給に關
すること。
- 十二 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必
要な設備、資料及び資料の提供に関すること。
- 十三 情報の提供及び調査研究に関すること。
- 十四 その他厚生省の任諾を要するその他の必要な事
一 社会教育一課

六六

第三十三編 社会教育

き、教育委員会に対し、その機能を發揮し、又は発
の協力を求めることができる。
2 前項の規定は、他の行政庁がその所管に關する必要
な場合、教育法につき、教育委員会に対し、その機能を
發揮し、又は発の協力を求める場合に適用する。
第八十条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うた
めに必要があるときは、当該地方公共団体の長及び同
様行政庁に對し、必要な資料の提供その他の協力を求
めることができる。

『近代日本教育制度史料 第二十七卷』(昭和三十三年三月十五日、講談社)より作成

寺中作雄 著

社会教育法解説 各 論

第一章 総 則

則 (抄)

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七條 地方公共団体の長は、その所管事項に關する必要なごう、報置傳で、視覚聴覚教育の手段を利
用しその他教育の施設及び手段によることを適宜とするものにつき、教育委員会に對し、その事項
を依頼し、又は賛助の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政廳がその所管に關する必要なごう、報置傳につき教育委員会に對し、その
事項を依頼し、又は賛助の協力を求める場合に準用する。

A 立法理由

地方教育に關する行政組織として教育委員制が發見し、地方公共団体の行政事務のうち教育
に關する事務が教育委員会に移されることとなつたが、本来教育の事務という點では、一

六〇

般行政に關し國民の協力を求めるために種々の方法でその内容を國民に理解させるような任
事は一應當然として、地方公共団体の長即ち通理府縣知事又は市町市長の下に渡されているので
あつて、これらの仕事を教育委員会と關係なく知事又は市町町長に擔當して行ふことは自由である
が、必要に應じて教育委員会と協力して行ひうる道を開こうとするのが本條の立法理由である。
教育委員会に依頼し又は協力を求めることができる事務は、

- (イ) 視覚聴覚教育の手段を利用するごう、報置傳の仕事又は
- (ロ) 視覚聴覚教育の手段に限らず、一般的に教育の施設及び手段によることを適宜とするごう、報
置傳の仕事である。視覚聴覚教育の手段を利用する仕事、例へば、映畫利用による宣傳の如く
一種の教育傳播手段を必要とする仕事は本質的に又は理論的には教育の分野に屬しない仕事でも
視覚聴覚教育のためのエキスパートを持つている教育委員会に依頼して行ひうる方が一時的に
的であると思われるので、それを可能ならしめんとするのが本條の趣意である。

B 「視覚聴覚教育の手段を制限するもの」を指した理由

第五條のCで述べた如く、視覚聴覚教育の手段とは、映畫、幻燈、録音、寫真、ラジオ、留聲
機等の手段を云ふのであつて、これらの手段そのものは必ずしも教育のみに用いられる手段だ
とはいへないが、教育手段として用いられるものであり、いづれも多少の教育を必要とする

六一

六二

ものであるから、教育委員会にはその爲の専門職員を置き、専門的見地からその利用を圖つてい
るのが普通である。従つて地方公共団体の仕事として行ふごう、報置傳に、映畫や幻燈を利用しよ
うとする場合は教育委員会に依頼しその専門職員の知識技術を適用する方が人物經濟の上より見
て、又餘餘効果の上から見て一應標準的であると思われるのである。教育委員会としては視覚聴
覚教育の総合的指導についてあくまでその責任と協力を担つていくべきであると思ふ。

C 「他の行政廳」とは誰にか

現務官廳 廳長官署、警察官署、公安委員会等地方公共団体の長以外の官廳を指す。これらの
官廳になつても、その官廳で行ふごう、報置傳を教育委員会に依頼する方が合理的であると思われ
る場合が多いと思われるので、この第二項を設いたのである。

第八條 教育委員会は、社會教育に關する事務を行うために必要であると認め、當該地方公共団体の
長及び關係行政廳に對し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

A 立法理由

本條は教育委員会から地方公共団体の長及び關係行政廳に協力を求める場合について規定した
もので、社會教育の如く、推進の行つた行政の分野についても限らぬ協力を必要とする仕事で
は本條の規定の理由が不十分なものと思ふ。

資料【9】 寺中作雄『社会教育法解説』(抄)

寺中作雄著『社会教育法解説』(昭和二十四年七月十五日、社会教育図書株式会社)より作成